

最高指揮官ノ區處ヲ受ク

樞密院

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第七百六十號

外務省官制中左ノ通改正ス

第一條第三項中「對支文化事業」ヲ「對外文

化事業」ニ改ム

第三條中「專任書記官ハ二十八人」ヲ「專任

第三條中專任書記官ハ二十八人ヲ專任

樞密院

書記官ハ二十七人ニ改ム

第十條 對外文化事業ニ關スル事務ヲ

掌ラシムル爲外務省ニ文化事業部ヲ

置ク

文化事業部ニ部長一人ヲ置ク外務部

内勅任官ヲ以テ之ニ充ツ外務大臣ノ

命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第十二條中「外務事務官專任六十四人」ヲ

「外務事務官專任六十一人」ニ改ム

第十六條中「專任百八十五人」ヲ「專任百八

第十六條中專任百八十五人ヲ專任百八

樞密院

十人ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

高等官官等俸給令第八條中「外務省文化

事業部長」ヲ削リ同令別表第一表外務省

ノ部中文化事業部長ノ項ヲ削ル

1941
1942
1943

勅令第七百六十二號

拓務省官制中左ノ通改正ス

第一條第二項中「及滿洲」ヲ竝ニ滿洲及支

那ニ改ム

附則

樞密院

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第七百六十四號

文官任用令中左ノ通改正ス

第三條ノ二中「企畫院部長」ノ次ニ左ノ如ク加フ

興亞院總務長官

樞密院

興亞院總務長官

樞密院

興亞院部長

興亞院連絡部長官

興亞院連絡部次長

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第七百六十五號

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

企畫院理事官ノ次ニ興亞院理事官ヲ加

フ

附則

樞密院

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第七百六十六號

興亞院調査官ハ其ノ職務ニ必要ナル學
識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委
員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコト
ヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樞密院

勅令第七百六十七號

大正二年勅令第二百六十二號中左ノ通

改正ス

第二條中「企畫院調査官」ノ下ニ「興亞院調

査官」ヲ加フ

樞
密
院

查官ヲ加フ

樞密院

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

閣甲 三二五

昭和十三年十一月十八日

官長



内閣書記官



昭和十三年十一月三日御下付

御覽濟内閣へ御下付

内閣総理大臣 齋藤

法制局長官



外務大臣



陸軍大臣



文部大臣



逓信大臣



厚生大臣



内務大臣



海軍大臣



農林大臣



鐵道大臣



大藏大臣



司法大臣



商工大臣



拓務大臣



興亞院官制制定、件外八件命ニ依リ起

案上申ス依テ別紙、通閣議決定セラレ

可然ト認ム

法制局

追テ興亞院官制及興亞院連絡部官制制定ノ件ハ樞密院官制第六條第六項ニ依リ、文官任用令中改正ノ件、奏任文官特別任用令中改正ノ件及興亞院調査官ノ特別任用ニ關スル件ハ文官任用ニ關スル勅令ナルヲ以テ大正二年勅令第二百六十二號中改正ノ件ハ文官ノ任用分限及高等官官等ニ關スル勅令ナルヲ以テ夫々樞密院ニ御諮詢相成可然ト認ム

勅令案

別紙ノ通

去
司
司

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ興亞院官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和 年 月 日

内閣總理大臣
外務大臣
陸軍大臣
海軍大臣
大藏大臣

勅令第 號

興亞院官制

第一條 支那事變中内閣總理大臣ノ管理ノ下ニ興亞院ヲ置キ左ノ事務ヲ掌ラシム但シ外交ニ關スルモノハ之ヲ除ク
一 支那事變ニ當リ支那ニ於テ處理ヲ要スル政治、經濟及文化ニ關

内閣

スル事務

一 支那事變ニ當リ支那ニ於テ處理ヲ要スル政治、經濟及文化ニ關

内閣

スル事務

二 前號ニ掲グル事項ニ關スル諸政策ノ樹立ニ關スル事務

三 支那ニ於テ事業ヲ爲スヲ目的トシテ特別法律ニ依リ設立セラレ

タル會社ノ業務ノ監督及支那ニ於テ事業ヲ爲ス者ノ支那ニ於

ケル業務ノ統制ニ關スル事務

四 各廳ノ支那ニ關係スル行政事務ノ統一保持ニ關スル事務

第二條 興亞院ニ左ノ職員ヲ置ク

總裁

副總裁

總務長官

部長

四人

一人

三人

勅任

勅任

(日本標準規格B4判) (模原納)

通譯生	技手	屬	理事官	通譯官	技師	事務官	調査官	書記官	祕書官
專任二人	專任十人	專任五十五人	專任二人	專任一人	專任六人	專任十八人	專任十八人	專任八人	專任一人
判任	判任	判任	奏任	奏任	奏任 爲内一人ヲ勅任ト スコトヲ得	奏任	奏任	奏任	奏任

内閣

總務長官ニハ親任官ノ待遇ヲ賜フ

總務長官ニハ親任官ノ待遇ヲ賜フ

第三條 前條ノ職員ノ外内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第四條 興亞院ニ總裁官房及左ノ三部ヲ置ク

政務部

經濟部

文化部

興亞院ニ別ニ技術部ヲ置クコトヲ得之ヲ置キタル場合ニ於テ其ノ部ノ長ハ勅任技師ヲ以テ之ニ充ツ

總裁官房及各部ノ事務ノ分掌ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

(日本標準規格B4列) (様原納)

第五條 第一條ノ事務ニ關スル重要事項ニ付關係各廳間ニ於ケル事務
連絡處理ノ爲興亞院ニ連絡委員會ヲ附置ス

連絡委員會ハ會長及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス會長ハ總務長官ヲ
以テ之ニ充テ委員ハ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中
ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ズ

連絡委員會ニ幹事ヲ置ク內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官
ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 總裁ハ內閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ院務ヲ統理シ所部ノ職員
ヲ統督シ判任官ノ進退ヲ專行ス

第七條 副總裁ハ外務大臣、大藏大臣、陸軍大臣及海軍大臣ヲ以テ之

內閣

ニ充ツ總裁ヲ輔佐ス

ニ充ツ總裁ヲ輔佐ス

第八條 總務長官ハ總裁及副總裁ヲ佐ケ院務ヲ掌理ス

第九條 部長及技術部ノ長ハ上官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第十條 秘書官ハ總裁ノ命ヲ承ケ機密ニ關スル事務ヲ掌ル

第十一條 書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十二條 調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査、審査及立案ヲ掌ル

第十三條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十四條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十五條 通譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ翻譯及通辯ヲ掌ル

第十六條 理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

(日本標準規格B4判) (様原納)

第十七條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十八條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十九條 通譯生ハ上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯及通辯ニ従事ス

第二十條 興亞院ニハ別ニ定ムル所ニ依リ必要ノ地ニ連絡部ヲ置ク

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

日支提携シ東亞永遠ノ平和ヲ確立スルハ我國不動ノ國策ニシテ其ノ目的ヲ達センガ爲ニハ獨リ武力ノ發動ニ俟ツノミヲ以テ足レリトセズ汎ユル方法ト手段トヲ綜合シ支那民衆ヲシテ日支提携ノ必要ト其ノ合理性トヲ自覺セシメザルベカラズ、之ガ爲ニハ各般ノ力ヲ統合使用シ長期ニ亘リテ之ヲ持續セザルベカラズ、然ルニ現存機關ハ他ノ權限ヲ主トシ、力ヲ此ノ目的ノ爲ニ集中スルコト能ハザルノミナラズ、此ノ種對支事務ニシテ既存機關ニ依リテ處理セララルルニ適セザルモノモ亦尠ナカラズ而モ事務ノ内容ハ廣汎複雑、相互密接ニ關聯アルヲ以テ之ガ統一調理ノ爲ニハ勢ヒ單一ナル系統ニ屬スル機關ノ新設ヲ見ザルベカ

ラズ是レ事變中茲ニ内閣ニ興亞院ナル一機關ヲ設置シテ專ラ此ノ事
務ニ當ラシメントスル所以ナリ

(日本標準規格B4判) (様原納)

朕興亞委員會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十四年七月四日

内閣總理大臣

勅令第四百三十八號

興亞委員會官制

第一條 興亞委員會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ興亞院總裁ノ諮問ニ

應ジ興亞院ノ權限ニ屬スル事務中重要事項ヲ調査審議ス

興亞委員會ハ前項^{ノ事項}ニ關シ興亞院總裁ニ建議スルコトヲ得

第二條 興亞委員會ハ委員長及委員五十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

内

閣

委員長ハ興亞院總裁ヲ以テ之ニ充テ委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第三條 委員長ハ會務ヲ總理ス

委員長事故アルトキハ委員長ノ指名スル委員委員長ノ職務ヲ代理ス

第四條 興亞委員會ニ幹事若干人ヲ置ク

幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ整理ス

第五條 興亞委員會ノ庶務ハ興亞院之ヲ行フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

興亞院設置ニ伴ヒ朝野ノ達識經驗者ヲ集メ支那ニ關スル重要事項ニ付
討議建策セシメ對支行政ニ誤ナカラシムル爲興亞院總裁ノ諮問機關ト
シテ本委員會ヲ設置セントス

朕樞密顧問ヲ諮詢ヲ經テ興亞院連絡部官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽

昭和 年 月 日

内閣總理大臣

勅令第 號

興亞院連絡部官制

第一條 興亞院連絡部ハ支那ニ於ケル興亞院事務ノ連絡ヲ掌ル

連絡部ヲ置ク地竝ニ各連絡部ノ名稱及擔任區域ハ内閣總理大臣之ヲ
定ム

第二條 各連絡部ニ左ノ興亞院職員ヲ置ク但シ連絡部ニ依リ其ノ一部

ヲ缺クコトヲ得

連絡部長官

勅任

連絡部次長

勅任

書記官

調査官

事務官

技師

通譯官

理事官

屬

(日本標準規格B4判) (榛原納)

技手

通譯生

連絡部ニ屬セシムベキ調査官ハ各連絡部一人ヲ限、之ヲ勅任ト爲ス
コトヲ得

各連絡部ニ屬セシムベキ前二項ノ職員ノ定員ハ別ニ之ヲ定ム

第一項ノ職員ノ外各連絡部ニ興亞院官制第三條ノ規定ニ依ル事務官
ヲ置ク

第三條 各連絡部ニ參與ヲ置キ部務ニ參與セシム

連絡部參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内
閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 各連絡部内ノ分課ハ興亞院總裁ノ認可ヲ受ケ連絡部長官之ヲ

定ム

第五條 連絡部長官ハ興亞院總裁ノ命ヲ承ケ部務ヲ統理シ所部ノ職員

ヲ指揮監督ス

第六條 連絡部次長ハ連絡部長官ヲ輔佐シ部務ヲ掌理ス

第七條 内閣總理大臣ハ必要ノ地ニ連絡部ノ出張所ヲ置クコトヲ得

第八條 連絡部長官及出張所ノ長ハ軍事及警備ニ關係ヲ有スル事項ニ

付テハ各其ノ地方ニ於ケル陸軍及海軍ノ最高指揮官ノ區處ヲ受ク

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(日本標準規格B4判) (榛原納)

理由

興亞院官制第二十條ノ規定ニ基キ連絡部ヲ設置スルノ必要アルニ依ル

朕高等官官等俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十三年十二月十五日

内閣總理大臣

勅令第七百六十三號

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「帝國大學總長」ノ前ニ「興亞院總務長官」ヲ、「關東局總

長」ノ次ニ「興亞院連絡部長官」ヲ、「内閣情報部長」ノ次ニ

「興亞
興亞
興亞

院部長

院連絡部次長

院調査官

ヲ加フ

第十四條中「内閣情報部書記官」ノ次ニ左ノ如ク加フ

興亞院總裁秘書官

興亞院書記官

興亞院調査官

興亞院事務官

第十五條中「企畫院理事官」ノ次ニ左ノ如ク加フ

興亞院通譯官

興亞院理事官

別表第一表内閣ノ部ニ左ノ六項ヲ加フ

(日本標準規格B4列) (捺原納)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

		奥亜院連絡 部長官				奥亜院總務 長官	
奥亜院調査 官	奥亜院連絡 部次長	同 上	奥亜院技師	奥亜院部長	同 上		

理由

興亞院設置ニ伴ヒ其ノ高等官職員ニ付官等俸給ノ定ヲ爲スノ必要アル
ニ依ル

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ文官任用令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布
セシム

御名 御璽

昭和 年 月 日

内閣總理大臣

勅令第 號

文官任用令中左ノ通改正ス
第三條ノ二中「企畫院部長」ノ次ニ左ノ如ク加フ

興亞院總務長官

興亞院部長

興亞院連絡部長官

興亞院連絡部次長

附一則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(日本標準規格B4判) (様原納)

理由

興亞院ノ總務長官及部長並ニ同院連絡部ノ長官及次長ハ其ノ職務ニ鑑
ミ企業院次長等ト同ジク勅任文官ニ任用セララルベキ通常ノ資格ヲ有セ
ザルモ、其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スルトキハ其ノ者ノ中ヨリ
モ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用シ得ルノ途ヲ拓カントス

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ奏任文官特別任用令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ
之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和 年 月 日

内閣總理大臣

勅令第 號

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

「企畫院理事官」ノ次ニ「興亞院理事官」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

興亞院設置ニ伴ヒ同院理事官ハ其ノ性質ニ鑑ミ之ニ特別任用ノ途ヲ拓クノ要アリ

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ興亞院調査官ノ特別任用ニ關スル件ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和 年 月 日

内閣總理大臣

勅令第 號

興亞院調査官ハ其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等
試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

興亞院調査官ハ其ノ性質ニ鑑ミ特別任用ノ途ヲ拓クノ要アルニ依ル

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官
等ノ初級陞級ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和 年 月 日

內閣總理大臣

勅令第 號

大正二年勅令第二百六十二號中左ノ通改正ス

第二條中「企畫院調査官、」ノ下ニ「興亞院調査官、」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内
閣

(日本標準規格B4判) (榛原納)

理由

興亞院調査官ニ特別任用ノ途ヲ拓クニ伴ヒ之ニ任用分限又ハ官等ノ
初級陞叙ノ規定ヲ適用セザルコトト爲スノ必要アルニ依ル

朕現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ興亞院ノ部長若ハ調査官又ハ興亞院
連絡部ノ長官若ハ次長ニ專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件ヲ裁
可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十三年十二月十五日

内閣總理大臣
陸軍大臣
海軍大臣

勅令第七百六十八號

現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ興亞院ノ部長若ハ調査官又ハ興亞院連

絡部ノ長官若ハ次長ニ專任セラレタル者ハ現役トス
前項ニ規定スル者ハ陸海軍ニ於テ之ヲ定員外ト爲シ陸海軍ノ在職者
ニ關スル規定ヲ適用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

興亞院ノ部長及調査官並ニ興亞院連絡部ノ長官若ハ次長ニハ其ノ特殊事情ニ鑑ミ陸軍又ハ海軍ノ現役武官ヲモ之ニ專任スルノ必要生ズベキヲ以テ、其ノ者ハ之ヲ定員外トシ尙現役ニ留ラシムルノ要アリ

極秘

附帶閣議了解事項

- 一 興亞院ト關係各廳トノ間ノ權限分界ハ別ニ協定スル所ニ依ル
- 二 軍事及警備ニ關シ支那側關係機關ニ對シテ爲ス指導ハ陸海軍各最高指揮官其ノ任務及協定ニ基キテ之ヲ爲スモノトス
- 三 興亞院ノ指導ハ右ノ範圍外ニ於ケル政務ニ關スルモノトス
- 四 興亞院連絡部ハ實質的ニハ興亞院ノ現地支廳タルベキモノニシテ新支那建設ニ關スル政治、經濟及文化ニ關スル事務ヲ取扱フモノトス
- 五 將來現地ノ事情之ヲ許スニ到レバ名實共ニ興亞院現地機關タルベキモノトス
- 六 興亞院連絡部ノ次長以下ノ職員ニハ必要アルトキハ現地軍ノ司令部等ニ屬スル適任者タル武官ヲシテモ之ヲ兼務セシムルコトヲ得

五 陸海軍各最高指揮官が交通、通信又ハ航空ノ會社等ニ對シ軍事上必

要ノ要求又ハ監督ヲ爲スハ別ニ協定スル處ニ依ル

法制局周第一二五號

昭和十三年十月三日

内閣閣印 二五七号

昭和十三年十月一日

内閣書記官長 風見章



法制局長官 船田中殿

依命通牒

對支院設置ニ関スル件本日閣議ニ
於テ別紙ノ通決定相成候條關係
勅令案起案上申相成度

對支院設置ニ關スル件

一、支那事變中内閣總理大臣ヲ總裁、外務大藏陸軍海軍四大臣ヲ副總裁トスル對支中央機關ヲ設置シ對支院ト稱ス

二、本機關ノ管掌スヘキ事項左ノ如シ但シ涉外事項ヲ除ク

一、支那事變ニ當リ支那ニ於テ處理ヲ要スル政治、經濟及文化ニ關スル事務

二、前號ニ掲クル事項ニ關スル諸政策ノ樹立ニ關スル事務

三、支那ニ於テ事業ヲ爲スヲ目的トスル特別法律ニ依リ設立セラレタル會社ノ業務ノ監督竝ニ支那ニ於テ事業ヲ爲スヲ目的トスル會社ノ業務ノ統制ニ關スル事務

内閣

四、各廳ノ支那ニ關係スル行政事務ノ統一保持ニ關スル事務

三、前項ノ事務ニ關シ重要ナル事項ヲ關係各廳ト連絡處理セシムル爲對支院ニ連絡委員會ヲ設置ス

四、對支院ノ現地機關トシテ支局（假稱）ヲ現地所要ノ地ニ設置ス

五、總裁ノ諮問ニ應シ對支院ノ權限ニ屬スル事務中重要事項ヲ調査審議シ且總裁ニ所要ノ建議ヲ行ハシムル爲對支委員會ヲ設ク

本委員ニハ民間ノ有能達識ノモノヲ加ヘ以テ國民的輿論ヲ表現セシム

閣議了解事項

對支院ノ設置ハ左記ノ了解ニ基クモノトス

一、對支院設置ト同時ニ其ノ現地機關ヲ設置スルモノトス

二、對支院ノ現地機關ハ其ノ設置ト共ニ管掌事務タル政治、經濟及文化ノ全部ニ亘リ其ノ事務ヲ行フ從テ軍特務部其他ノ機關ハ右現地機關ノ設置ト共ニ此等事務ヲ一括シテ之ニ移讓スルモノトス

三、治安維持ニ關シ現地陸海軍ト對支院現地機關トノ關係ニ付テハ特別ノ考慮ヲ爲スモノトス

四、對支院ノ所管事務中涉外事項（第三國關係事項）ニ關係アルモノニ付テハ對支院總裁ハ外務大臣ニ事前ニ協議スルモノトス

參照

●高等官官等俸給令

明治四十三年三月二十八日
勅令第三百三十四號

朕高等官官等俸給令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理大臣副署)
高等官官等俸給令

第八條 勅任文官ノ俸給ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ如シ

- 帝國大學總長
- 京城帝國大學總長
- 臺北帝國大學總長
- 北海道廳長官

年俸 一級 六千二百圓
二級 五千八百圓

(中略)

- 對滿事務局次長
- 海外駐劄財務官
- 專賣局長官
- 教務局長官
- 馬政局長官
- 特許局長官
- 貿易局長官
- 臨時物資調整局次長
- 航空局長官
- 臺灣總督府法院判官タルモノ
- 關東局總長

年俸 一級 五千八百圓
二級 五千四百圓

特命全權公使
 大使館參事官
 大使館商務參事官
 國際勞動機關帝國事務所長
 判事大審院長、控訴
 院長タルモノ
 檢事大審院檢事タルモノ
 檢事大審院檢事タルモノ
 會計檢査院部長
 行政裁判所評定官部長
 朝鮮總督府各局長
 朝鮮總督府通信局長
 朝鮮總督府鑛道局長
 朝鮮總督府鐵道局長
 朝鮮總督府檢事長タルモノ
 臺灣總督府法院檢察官
 高等法院檢察官長タルモノ

(中略)

內閣恩給局長
 內閣統計局長
 內閣印刷局長
 內閣東北局長
 內閣紀元二千六百年祝典事務局長
 法制局參事官
 企畫院部長
 內閣情報部長
 各省參事官
 各省局長
 各省情報部長
 外務省文化事業部長
 外務省調查部長

(略)

年俸
 一級 五千八百圓
 二級 五千圓
 三級 四千六百五十圓

年俸 四千六百五十圓

日本標準規格B4判(十一行全)(富井納)

第十四條 別表第二表第一號ニ依ル諸官左ノ如シ

内閣書記官
内閣總理大臣秘書官
内閣恩給局書記官

(中略)

企畫院書記官
企畫院調査官
企畫院事務官
對滿事務局事務官
内閣情報部書記官
樞密院書記官
樞密院議長秘書官
各省大臣秘書官
各省書記官
外務事務官

(後略)

第十五條 別表第二表第二號ニ依ル諸官左ノ如シ

内閣理事官
内閣恩給局事務官
内閣印刷局理事官
法制局理事官
賞勳局理事官
企畫院理事官
樞密院理事官
外務理事官
外務省警視
内務理事官

(後略)

(第一表)

文武高等官等表

	院 密 樞 閣						内				官 階	勅 任									
	樞密顧問官	樞密院副議長	樞密院議長	對滿事務局總裁	對滿事務局次長	内閣情報部長	内閣總理大臣	内閣書記官長	恩給局長	親 任	一 等		二 等	三 等	四 等	五 等	六 等	七 等	八 等	九 等	任
								樞密院書記官長	同上	同上											

(後略)

(中略)

日本標準規格B4列(十一行全)(富井納)

IMT 641 801 159

参照

●文官任用令

大正二年八月一日
勅令第二百六十一號

改正 大正七年第一〇號、九年第一五九號、第三五五號、一〇年第一一六號、一一年第一
一六號、第四七三號、一二年第四二七號、一三年第二八號、第四〇二號、一五年第
一六七號
昭和五年第四七號、九年第五八號、第三七五號、一〇年第一二二號、一二年第一九
四號、第六〇八號、一三年第六一號
朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ文官任用令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(總理大臣副署)

文官任用令

第一條 文官ノ任用ハ親任式ヲ以テ任スル官及特別ノ規程ヲ設クルモノヲ
除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル
第二條 勅任文官ハ第五條第一項ノ資格ヲ有シ一年以上勅任文官ノ職ニ在
リタル者又ハ奏任文官トシテ一年以上高等官三等ノ職ニ在リタル者ヨリ
之ヲ任用ス
第三條 第五條第一項ノ資格ヲ有セス二年以上勅任文官ノ職ニ在リタル者
又ハ奏任文官トシテ二年以上高等官三等ノ職ニ在リタル者ハ高等試験委
員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ勅任文官ニ任用スルコトヲ得
第三條ノ二 左ニ掲グル勅任文官ハ前二條ノ規定ニ依ル資格ヲ有セサルモ
各其ノ職務ニ必要ナル學識、技能及經驗ヲ有スル者ヨリ高等試験委員ノ
銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

- 企業院次長
- 企業院部長
- 海外駐劄財務官
- 專賣局長官
- 内閣印刷局長
- 造幣局長
- 專賣局部長
- 千住製絨所長
- 航空局部長
- 技術部長
- 臺灣總督府專賣局長

参照

奏任文官特別任用令

大正九年五月
勅令第百六十號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ奏任文官特別任用令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(總理大臣副署)

奏任文官特別任用令

左ニ掲ケル奏任文官ハ五年以上判任以上ノ官ニ在職シテ行政事務ニ従事シ判任官五級俸以上ノ俸給ヲ受ケタル者ヨリ高等試験委員ノ銜ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

- 内閣理事官
- 内閣恩給局事務官
- 内閣印刷局理事官
- 法制局理事官
- 賞勳局理事官
- 企畫院理事官
- 樞密院理事官
- 外務省警視
- 外務省理事官
- 内務省理事官
- 土木事務官
- 都市計畫地方委員會事務官
- 神宮衛士長
- 造神宮主事

(後略)



参照

●大正二年勅令第二百六十二號
(任用分限又ハ官等ノ初叙陞叙
ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關ス
ル件)

大正二年八月一日
勅令第二百六十二號

改正 大正三年第二二八號、九年第一六二號、一二年第四七七號、一三年第一八八號、一
四年第一〇一號
昭和九年第八〇號、一〇年第一二三號、一二年第一九六號、第六一〇號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ任用分限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セサル
文官ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理大
臣副署)

第一條 左ニ掲クル諸官ニハ文官任用令、文官分限令並高等官官等俸給令
第四條及第五條ノ規定ヲ適用セス

内閣書記官長

法制局長官

各省政務次官

各省參與官

秘書官

第二條 學校長、教官、技術官其ノ他特別ノ學術技藝ヲ要スル文官、文官
任用令第三條ノ二ニ掲クル勅任文官、企畫院調査官、勅任外交官及勅任
領事官並大正十四年勅令第百二號ニ依リ任用セラルル外交官及領事官ニハ
高等官官等俸給令第四條ノ規定ヲ適用セス



附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
明治三十三年勅令第百六十二號、明治四十三年勅令第百八十八號及同年
勅令第百八十九號ハ之ヲ廢止ス

日本標準規格B4判(十一行全)(富井納)

IMT 641

164

参照

朕現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ企畫院ノ部長又ハ調査官ニ專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十二年十月二十三日

内閣總理大臣 公府 近衛 文麿

海軍大臣 米内 光政

陸軍大臣 杉山 元

勅令第六百十二號(官報十月二十五日)

現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ企畫院ノ部長又ハ調査官ニ專任セラレタル者ハ現役トス

前項ニ規定スル者ハ陸海軍ニ於テ之ヲ定員外ト爲シ陸海軍ノ在職者ニ關スル規定ヲ適用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年勅令第九十八號ハ之ヲ廢止ス

外甲一二一

昭和十三年十一月十九日

内閣書記官長



内閣書記官



佐藤



昭和十三年十二月五日御下付

御覽濟内閣へ御下付

法制局長官



外務大臣		陸軍大臣		文部大臣		逓信大臣		厚生大臣	
内務大臣		海軍大臣		農林大臣		鐵道大臣			
大藏大臣		司法大臣		商工大臣		拓務大臣			

外務省官制中改正ノ件外一件起案上
申ス依テ別紙ノ通閣議決定セラレ可
然ト認ム

法制局

追テ外務省官制中改正ノ件ハ各省
官制中所管事務ノ變更及書記官定
員ノ減員ニ關スル勅令ナルヲ以テ樞密
院ニ御諮詢相成可然ト認ム

勅令案

別紙ノ通

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ外務省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和 年 月 日

内閣總理大臣
外務大臣

勅令第 號

外務省官制中左ノ通改正ス

第一條第三項中「對支文化事業」ヲ「對外文化事業」ニ改ム

第三條中「專任書記官ハ二十八人」ヲ「專任書記官ハ二十七人」ニ改

内閣

△

第十條 對外文化事業ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲外務省ニ文化事業部ヲ置ク

文化事業部ニ部長一人ヲ置ク外務部内勅任官ヲ以テ之ニ充ツ外務大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第十二條中「外務事務官專任六十四人」ヲ「外務事務官專任六十一人」ニ改ム

第十六條中「專任百八十五人」ヲ「專任百八十人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(日本標準規格B4判) (榛原納)

高等官官等俸給令第八條中「外務省文化事業部長」ヲ削リ同令別表第一表外務省ノ部中文化事業部長ノ項ヲ削ル

四

四

理由

内閣ニ興亞院ヲ設置シ對支文化事業ノ大部分ヲ外務省ヨリ興亞院ニ移
管スル等ノ爲改正ノ要アルニ依ル

朕外務部内臨時職員設置制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十三年十二月十五日

内閣總理大臣

外務大臣

勅令第七百六十一號

外務部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第二條ノ六第一項ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

外務省官制ノ改正ニ伴ヒ改正ノ要アルニ依ル

日本国憲法第101条

内

目

參照

●外務省官制

明治三十一年十月二十二日
勅令第二百五十八號

朕外務省官制ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
(總理、外務大臣副署)

外務省官制

第一條 外務大臣ハ外國ニ關スル政務ノ施行、外國ニ於ケル帝國商事ノ保護及外國在留帝國臣民ニ關スル事務ヲ管理シ外交官及領事官ヲ指揮監督ス

外務大臣ハ關東局ノ事務ニシテ涉外事項ニ關スルモノニ付滿洲國駐劄特命全權大使ヲ指揮監督ス

外務大臣ハ對支文化事業ニ關スル事務ヲ管理ス

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ據グルモノノ外帝國ニ駐在スル各國外交官領事官、外國人發動、條約書保管及文書翻譯ニ關スル事務ヲ掌ル

第三條 外務省專任書記官ハ二十八人ヲ以テ定員トス

第四條 外務省ニ左ノ五局ヲ置ク

東亞局
歐亞局
亞米利加局
通商局
條約局

第五條 東亞局ニ於テハ滿洲國、支那國、香港、澳門及暹羅國ニ關スル外交事務ヲ掌ル

第六條 歐亞局ニ於テハ東亞局及亞米利加局ノ掌ラザル外交事務ヲ掌ル

第六條ノ二 亞米利加局ニ於テハ亞米利加ニ於ケル諸國(カナダヲ含ム)及其ノ屬地ニ關スル外交事務並ニ移民及旅券ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 通商局ニ於テハ通商航海ニ關スル事務ヲ掌ル

内閣

- 第八條 條約局ニ於テハ條約及涉外法規事項ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第九條 情報ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲外務省ニ情報部ヲ置ク
情報部ニ部長一人ヲ置ク勅任トス外務大臣ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌理ス
- 第十條 對支文化事業ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲外務省ニ文化事業部ヲ置ク
文化事業部ニ部長一人ヲ置ク勅任トス外務大臣ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌理ス
- 第十一條 外務省所管事項ニ關スル調査及資料整備ノ事務ヲ掌ラシムル爲外務省ニ調査部ヲ置ク
調査部ニ部長一人ヲ置ク勅任トス外務大臣ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌理ス
- 第十二條 外務省ニ外務事務官專任六十四人及外務理事官專任八人ヲ置ク
奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
- 第十三條 外務省ニ翻譯官專任六人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ文書翻譯ヲ掌ル
- 第十四條 外務省ニ電信官專任九人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ電信符號ニ關スル事項ヲ掌ル
- 第十五條 外務省ニ技師專任二人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
- 第十六條 外務省ノ定員ハ專任百八十五人トス
- 第十七條 外務省ニ翻譯官補專任三人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ文書翻譯及通譯ニ從事ス
- 第十七條ノ二 外務省ニ電信官補專任六人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ電信符號ニ關スル事務ニ從事ス
- 第十八條 外務省ニ技師專任十人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ電信、建築其ノ他技術ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

日本標準規格B4判(十一行全)(富井納)

IMT 641 175 TMI

参照

○高等官官等俸給令

明治四十三年三月
勅令第百三十四號

(總理大臣副署)

第三條 高等官ノ官等ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外別表第一表ニ依ル
官制上他ノ官ニ在ル者ヲ以テ兼任セシムル官ニシテ別ニ官等ヲ定メサル
モノハ本官ノ官等ニ依ル

第八條 勅任文官ノ俸給ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ如シ

(中略)

- 内閣情報部長
- 各省參與官
- 各省局長
- 外務省情報部長
- 外務省文化事業部長
- 外務省調査部長
- 辨理公使
- 總領事

(後略)

年俸 四千六百五十圓



(第一表)

文武高等官等表

省 務 外			官 等	勳 任 奏
			親	任
			一	等
			二	等
			三	等
			四	等
			五	等
			六	等
			七	等
			八	等
			九	等
				任

(中 略)

(前 略)

(後 略)

情報部長
文化事業部長
調査部長

日本標準規格B4列(十一行全)(富井納)

IMT 641

177

參照

●外務部内臨時職員設置制

昭和三年五月二日
勅令第七十八號

朕昭和二年勅令第八十九號外務部内臨時職員設置ノ件改正ノ件ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム(總理、外務大臣副署)
外務部内臨時職員設置制

●第二條ノ六 國際文化事業ニ關スル事務ハ當分ノ内文化事業部ニ於テ之ヲ

掌ラシム

國際文化事業ニ關スル事務ニ從事セシムル爲外務省ニ左ノ職員ヲ置キ文

化事業部ニ屬セシム

書記官
事務官
屬

專任一人
專任二人
專任四人

465

拓甲二〇四

昭和十三年十一月十九日

內閣書記官長

內閣書記官

內閣總理大臣 友

法制局長官

外務大臣	陸軍大臣	文部大臣	遞信大臣	厚生大臣
友	海	尾	野	友
內務大臣	海軍大臣	農林大臣	鐵道大臣	
友	友	友	友	
大藏大臣	司法大臣	商工大臣	拓務大臣	
友		友	友	

拓務省官制中改正、件起案上申又依テ別紙、通閣議決定セラレ可然ト認ム

追テ承件ハ各省官制中所管事務、變

法制局

更ニ關スル勅令ナリヲ次于樞密院ニ御
諮詢相成可然ト認ム

勅令案

別紙ノ通

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ拓務省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布
セシム

御名 御璽

昭和 年 月 日

内閣總理大臣

拓務大臣

勅令第 號

拓務省官制中左ノ通改正ス

第一條第二項中「及滿洲」ヲ「竝ニ滿洲及支那」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内
閣

(日本標準規格 B4 判)

(様原納)

IMT 641

182

理由

對支中央機關トシテ內閣ニ興亞院ヲ設置シ支那ニ於ケル拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務ハ之ヲ同院ヲシテ他ノ事務ト共ニ綜合處理セシムル爲改正ヲ要アルニ依ル

參照

● 拓務省官制

昭和四年六月十日
勅令第五百五十二號

改正 昭和七年第三四二號、八年第二二八號、九年第三五三號、一〇年第七九號、一一年

第六二號、第三三〇號、一二年第二七一號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ拓務省官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム (總理大臣副署)

拓務省官制

第一條 拓務大臣ハ朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務ヲ統理シ東洋拓殖株式會社ノ業務ヲ監督ス
拓務大臣ハ涉外事項ニ關スルモノヲ除クノ外移民ニ關スル事務及滿洲以外ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務ヲ管理ス
拓務大臣ハ前項ノ事務ニ付外務大臣ヲ經由シ領事官ヲ指揮監督ス



一興亞院官制

一興亞院連絡部官制

一外務省官制中改正ノ件

一拓務省官制中改正ノ件

一文官任用令中改正ノ件

一奏任文官特別任用令中改正ノ件

一興亞院調査官ノ特別任用ニ關スル件

一大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ
官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セサル文官ニ

樞密院

關スル件中改正ノ件

官等ノ初叙陞叙ノ規定ニ適用スルニ文官ニ

樞密院

關スル件中改正ノ件

右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候條此段及通牒候也

昭和十三年十二月七日

樞密院議長男爵平沼騏一郎

内閣總理大臣公爵近衛文磨殿

一興亞院官制

一興亞院連絡部官制

一外務省官制中改正ノ件

一拓務省官制中改正ノ件

一文官任用令中改正ノ件

一奏任文官特別任用令中改正ノ件

一興亞院調査官ノ特別任用ニ關スル件

一大正二年勅令第百六十二號任用分限又ハ
官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セサル文官ニ

樞密院

關スル件中改正ノ件

官等ノ初叙陞叙ノ規定ニ適用セラルル文官ニ

樞密院

關スル件中改正ノ件

臣等右八件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月七日ヲ以テ審議ヲ盡シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏ニ更ニ聖明ノ採擇ヲ仰ク

昭和十三年十二月七日

樞密院議長男爵_臣平沼騏一郎

勅令第

號

興亞院官制

第一條 支那事變中內閣總理大臣ノ管

理ノ下ニ興亞院ヲ置キ左ノ事務ヲ掌

ラシム但シ外交ニ關スルモノハ之ヲ

除ク

一 支那事變ニ當リ支那ニ於テ處理

ヲ要スル政治、經濟及文化ニ關スル
事務

二 前號ニ掲グル事項ニ關スル諸政
策ノ樹立ニ關スル事務

三 支那ニ於テ事業ヲ爲スヲ目的ト
シテ特別ノ法律ニ依リ設立セラレ
タル會社ノ業務ノ監督及支那ニ於

テ事業ヲ為ス者ノ支那ニ於ケル業
務ノ統制ニ關スル事務

四 各廳ノ支那ニ關係スル行政事務

ノ統一保持ニ關スル事務

第二條 興亞院ニ左ノ職員ヲ置ク

總裁

副總裁

四人

總務長官

一人

勅任

部長

三人

勅任

秘書官

專任一人

奏任

書記官

專任八人

奏任

調査官

專任十八人

奏任

事務官

專任十八人

奏任

技師

專任六人

奏任
内一人ヲ勅任
為スコトヲ得

通譯官

專任一人

奏任

理事官

專任二人

奏任

屬

專任五十五人

判任

技手

專任十人

判任

通譯生

專任二人

判任

總務長官ニハ親任官ノ待遇ヲ賜フ

第三條 前條ノ職員ノ外内閣總理大臣

ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨ
リ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ
得

第四條 興亞院ニ總裁官房及左ノ三部

ヲ置ク

政務部

經濟部

文化部

興亞院ニ別ニ技術部ヲ置クコトヲ得
之ヲ置キタル場合ニ於テ其ノ部ノ長
ハ勅任技師ヲ以テ之ニ充ツ

總裁官房及各部ノ事務ノ分掌ハ内閣
總理大臣之ヲ定ム

第五條 第一條ノ事務ニ關スル重要事

項ニ付關係各廳間ニ於ケル事務連絡
處理ノ爲興亞院ニ連絡委員會ヲ附置
ス

連絡委員會ハ會長及委員若干人ヲ以
テ之ヲ組織ス會長ハ總務長官ヲ以テ
之ニ充テ委員ハ內閣總理大臣ノ奏請
ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ內閣

ニ於テ之ヲ命ズ

連絡委員會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ院務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ統

督シ判任官ノ進退ヲ專行ス

第七條 副總裁ハ外務大臣、大藏大臣、陸軍大臣及海軍大臣ヲ以テ之ニ充ツ總裁ヲ輔佐ス

第八條 總務長官ハ總裁及副總裁ヲ佐ケ院務ヲ掌理ス

第九條 部長及技術部ノ長ハ上官ノ命

ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第十條 秘書官ハ總裁ノ命ヲ承ケ機密

ニ關スル事務ヲ掌ル

第十一條 書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ事

務ヲ掌ル

第十二條 調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調

査、審査及立案ヲ掌ル